

企業経営の羅針盤・かかわる人の転ばぬ先の杖を目指し、真の成功を共に追求し続けます。

月刊 岩田会計 第55号

平成 23 年 8 月 1 日

税理士 岩田英人

<http://www.iwatax-m.com/>

平素はお世話になり誠にありがとうございます。

暑中お見舞い申し上げます。

震災だけでなく豪雨被害まで出ていますね。

被害に遭われた方々の一早い復興を祈念申し上げます。



【平成 23 年 8 月号】雇用促進税制

平成 23 年度税制改正の目玉ともいえるのが雇用促進税制の創設です。

青色申告書を提出する事業者（個人含む）が当期及び前期に事業主都合の離職者がいない証明を受けた場合を条件に、雇用保険の一般被保険者の数を前期末より 10%以上、かつ 5人以上（中小企業等の場合は 2人以上）増やした場合には、増加した人数に応じて 1人 20万円の税額控除（中小企業等の場合は同額の住民税の控除もあり） が受けられます。

ただし、税額控除の金額は当期の税額の 10%（中小企業等は 20%） が上限となります。

また、給与増加額 前事業年度の給与額×雇用者の増加率×30%の要件もあります。

手続としては事業年度開始後 2カ月以内にハローワークに雇用促進計画を届け出る必要があり、事業年度終了後 2カ月以内にハローワークに確認をしてもらい、その確認書類を申告書に添付する必要があります。

この制度は平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に適用されます。そしてこの受け付けは 8 月 1 日より開始となっており平成 23 年 4 月 1 日より 8 月 31 日までの間に事業開始する事業者は 10 月 31 日までに届け出ればよいことになっています。9 月 1 日以降開始事業年度の場合は通常通りとなります。

雇用を増やすということは人件費が増えるということですので利益は減少する気がしますが、詳細等は我々会計事務所にご相談の上、計画的に実施していきましょう。岩田会計事務所は経営理念策定・経営計画策定・経営計画遂行支援に力を入れて取り組んでおります。ご依頼はもちろんのことご紹介いただけるお客様がお見えでしたらいつでもお声掛けください。